

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核持ち込み 密約問題への 視座

偽装された「非核日本」 (1)米NCND政策を検証する

今年5月31日に「共同」が報じた、4人の外務省元高官の証言を契機に、1960年の安保条約改訂交渉に際して核搭載艦船や航空機の日本への寄港を容認するとして「密約」の存在が再度焦点化している。今号の発行として前後して発足する新政権は、密約の存在を政府として認めると明言している。しかし、私たちは「過去の罪状を暴く」という立場にとどまってはならない。問われているのは、「核兵器のない世界」の実現に真に貢献するものへと日本の核政策を変えてゆくための教訓をここから引き出し、一步を踏み出すことである。今号と次号の2回に分けて考える。

なぜ、「密約」が必要とされたのか？

「密約」の存在を日本政府は認めないできた。しかし、前記の「共同」記事を待つまでもなく、その存在は多くの証言や調査活動によって否定しようのない事実である。「密約」は73年の空母の横須賀母港という日本の安全保障政策の重大な岐路において再確認され、日米交渉の基礎とされてきた。(詳細は次号で述べる)

「密約」が必要とされたのは次の二つの理由による。

①日本政府が、67年に「非核三原則」として定式化された「非核政策」と同時に「米国の核抑止力に依存する」という両立しがたい政策を採りつづけたこと。

②核兵器の日本への持ち込みが「日米安保条約第6条の実施に関する交換公文」(60年)が事前協議の対象とした「米軍の装備における重要な変更」に該当するにも関わらず、日本政府が「核の存在を肯定も否定もしない」という米国の「NCND政策」に対して変更を求めないという姿勢に固執してきたこと。

今号では「密約」の元凶の一つである米国の「NCND政策」の形成過程、展開と今日の現状を整理することを通して、「密約問題」を将来に向けて打開するための視座の一端を提示したい。

NCND 政策の形成

NCND政策の起源は1950年代に遡る。1958年1月、核兵器の存在の肯定・否定に関わる政策を検討するために国務省で開かれた「作戦調整委員会」結論は次のようなものであった。

「(外国政府から当該国における核兵器について照会された場合には)公的には、核兵器部品及び核能力を有する兵器の存在については肯定も否定もしないというのが米国政府の政策である。この政策は、米当局者が外国政府によってなされた表明に対する見解を問われた時にも遵守されるであろう。」*

この政策が最初に米軍の規則として明らかにされたのは、1959年3月の海軍長官通達である。通達は「核兵器の存在場所を開示する権限は誰も有していない」というものであったが、同時に海軍長官は、次のような回答を用意するようにも指示した。

「確立された政策に従い、米国は核兵器の存在場所を公表しない。繰り返し表明されたとおり、米国の戦略爆撃機と艦船は我が軍の他の部隊に装備された他の兵器

今号の内容

「核持ち込み密約」生んだNCND政策

<資料>デンマークの教訓

安全で平和な東北アジアへ

一日韓米知識人の共同アピール

<資料>ジャパン・タイムズ投稿記事

「安防懇報告」が増幅する「安全保障ジレンマ」

(連載)被爆地の一角から(40)

カットオフ条約とパキスタン 土山秀夫

システムと同じように、両用の能力（すなわち高性能爆薬及び核）を有している。」*

1965年、ソ連が日本と韓国における核兵器の存在を非難した時、米務省は両国の米大使館に秘密の報道対応指針を送った。東京に送られた文書には次のように書かれていた。

「世界の特定の場所における核兵器の存在を肯定(confirm)も否定(deny)もしないのが米国の政策である」。

この表現が「NCND政策」の文章表現として一般に広く知られるものとなる。

真の狙いは反核世論対策

米国がNCND政策を採用する理由は、公式には、「あいまいさ」による抑止力向上、機密保護そして核兵器の安全確保であった。しかしその実は、同盟国内の世論対策がむしろ大きな要素となっていた。1990年9月、スウェーデンで開催された公聴会において、元第6艦隊司令官で、欧州・中東地域における作戦を統括していたユージン・J・キャロル元海軍中将(証言当時はNGO・国防情報センター副所長)は次のように話した。

「1950年代、米海軍が初期の戦術核兵器を手に入れた、保守政権を持つ多くの友好国及び同盟国に定期的に寄港するようになった当時のことを思い起こそう。これらの政権は、活動的な共産党を含む強くかつ急進的な政治勢力からの圧力にさらされていた。急進勢力による反対を刺激することなく、これらの政権と良好な強固な軍事的関係を維持することが我々の明確な目的であった。この要因を除去するためには、核兵器の存在をNCND政策によって覆い隠す必要があったのである。我々に近い友好国と同盟国は、この判断を急進的な反対運動の予先をそらすための賢明な方法として歓迎したのである」。

あいつく同盟国からの異議申し立て

この「人を欺くための姦計(かんげい)」ではなく「相手国との相互の利益にかなう政治的行動であり、了解しあった大人同士の戦術的合意(キャロル)としてのNCND政策が、同盟国からの激しい「異議申し立て」に直面するのは80年代のことである。

この背景には二つの要因があった。その一つは、米ソによる中距離核兵器の欧州配備をめぐる反核運動の高揚である。米国と同盟関係にある政府の多くは、国民世論に押されて核搭載が疑われる米軍艦寄港問題をめぐり、米国に「非核の証明」を求めたのである。80年代にこれが政治問題となったのは次の国々である:アイスランド、オーストラリア、デンマーク、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、トルコ、日本そしてニュージーランド。

もう一つの背景として見逃してはならないのが、米国のレーガン大統領(在任期間:81年~89年)が「海洋戦略」の名のもとに推し進めた海軍核戦力の増強である。その象徴とも呼ぶべき兵器システムが核・非核両用の海洋発射巡航ミサイル(SLCM)・トマホークであった。核弾頭付トマホークは射程距離2500キロを、インプットされた地形情報を用いて飛行し高精度で目標を攻撃する能力を持つ。第1次戦略兵器削減条約(SALT I)が規制対象としない

「無人有翼機」として海軍を中心に開発されてきたこの新兵器を80年代半ばから海軍の水上艦、攻撃型原潜に配備する方針をレーガン政権は明らかにしていた。これは、従来の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)に加えて、海洋に配備された核兵器プラットフォームを飛躍的に拡大する計画であった。

この二つの要素が相俟って、核艦船入港問題への関心は世界的な盛り上がりを見せたのである。それらの頂点ともいえるのが神戸市とニュージーランドの挑戦であった。

神戸市とニュージーランドの挑戦

軍艦の核搭載の有無は、現在も日本の市民と自治体の重大関心事である。自治体の取り組みの先駆けとも呼べるのが、「非核神戸方式」であることは良く知られている。1975年3月、神戸市議会は入港する外国艦船の全てに対して「非核証明」の提出を求め、提出のない艦船の入港を拒否するとの決定を含む決議を採択した。非核証明の提出は米軍にとってはNCND政策の放棄を意味する。その結果、この決議以来、米艦船は現在にいたるも一隻も神戸港に入港していない。

一方、84年にニュージーランドで誕生したデイビッド・ロンギが率いる労働党政権は、「非核法制定」を公約していた。85年1月に計画された米駆逐艦ブキャナの核搭載の有無の照会に対して米国がNCND政策を盾に確認を拒否すると、ロンギ政権は同艦の入港を拒否した。これに対抗して米国はANZUS(豪・NZ・米)同盟に基づく同国との防衛公約を凍結したが、ロンギ政権はそれにひるむことなく87年には「非核法」を制定する。「ニュージーランド非核地帯、軍縮及び軍備管理法」という正式名称を持つこの法律は領土、領海内における核兵器の製造、取得、実験等、そして領土及び内水における核兵器の設置、配備などを罰則付き禁止するものであった。同法は核搭載艦船の内水への進入に関しては、「(首相は)すべての関連情報や助言を考慮」して「内水進入時に核兵器を搭載していないことを確信した場合に限り、艦船の進入を認める」とした。これはNCND政策との直接衝突を避けながら政府独自の判断によって内水進入の可否を決するという方式であった。

戦術核の撤去:1991年「ブッシュ宣言」

このような同盟国からの挑戦に対して米政府がとった対応は、NCND政策の見直しではなく、争点となりうる核兵器を軍艦から撤去することであった。

1991年9月27日、ブッシュ(父)米大統領は海外基地に地上配備された戦術核兵器と、水上艦船及び攻撃型原潜に艦上配備された戦術核兵器を全面撤去すると宣言した。ただし、地上配備の空中投下型核爆弾は撤去対象から除外された。

その翌日、チェイニー国防長官は次のように「宣言」を補足した:

「海上配備システムについて言えば、大統領の提案は現在水上艦及び攻撃型潜水艦に搭載されて海上配備された戦術核兵器を本国に持ち帰り本国内に保管するというものである。さらにこれらのシステムの一部は破壊、廃棄されるであろう。本国に持ち帰った兵器のほぼ50%は実際に最終的に廃棄されるであろう。」*
つづいてコリン・パウエル統合参謀本部議長は撤去対象

「核持ち込み密約」デンマークの教訓 —真相究明が国民的和解の基礎

民主党政権になって、核兵器持ち込みの密約について解明が進もうとしている。解明のために独立の第三者機関の設置が報道されている。やっとそれが日本でも実現しそうになってきたことに感慨を覚えている。というのは、ちょうど10年前に私は、デンマークで先進的な試みがあったことを知って、日本でも独立機関設置をして解明をすべきだと以下のような文章を書いた。

独立機関による解明には、政府が保有するすべての機密文書を開覧する権利が与えられることが必要である。当然、その独立機関は機密保持の制約を受ける。そのことが、独立機関とはいえ政府の御用機関になってしまうのではないかと、という疑念を抱かせかねない。さすがデンマークの研究者は立派だと思ったのだが、独立機関に選ばれた専門家たちは、彼らがアクセスを許された文書は出典を明らかにして、後に他の研究者が検証したければ同じ条件のもとにその文書にアクセスできるという条件を取り付けて仕事を始めたらしい。

その後、詳しくこの問題を追求し「核兵器・核実験モニター」に連載(大滝正明さんと共著)した。連載はピースデポのウェブで読むことができる。(梅林宏道)

連載:核疑惑・デンマークの教訓

I 問題意識と発端—ツレ事故とタイコンデロガ事故(285号)
II デンマーク政府の決断—半独立機関に解明を委託(288号)
III ハンセン文書—首相が核持ち込みを暗に容認(290号)
IV 歪む非核政策—酷似するハンセン合意と大平合意1(292号)
V 歪む非核政策—酷似するハンセン合意と大平合意2(298号)
VI 歪む非核政策—酷似するハンセン合意と大平合意3(302号)

【再録】

7月はじめにバークレー(米カリフォルニア州)のノーチラス研究所を訪問したとき、デンマーク出身のハンス・クリステンセンから、重要な話を聞いた。

デンマーク領グリーンランドのツレ空軍基地で1968年に起きた核兵器事故は有名である。パトロール任務中の米国の戦略爆撃機B52が緊急着陸に失敗し、水爆4個を積んだまま炎上して、プルトニウムをまき散らした。アザラシ猟の猟師や汚染除去にかり出された建設労働が、知らないまま被曝して近年になっても国家補償の問題が続いた。

となる核兵器は約500発であるとした上で撤去対象には、以下の核兵器が含まれると明らかにした:

※水上艦及び攻撃型原潜配備の巡航核ミサイル・トマホーク(約100発)。しかし、これら兵器を取り扱う要員体制は引き続き維持され、必要に応じて作戦配備に復帰できるよう要員の訓練を継続するとされた。

※空母配備のMK57及びM61核爆弾。

※地上配備P3対潜哨戒機及び空母配備S3対潜哨戒機が搭載する核爆雷。

この撤去の理由を国防総省と軍は次のように説明した。

①トマホークについては核弾頭付きよりも通常弾頭型の方が柔軟な作戦運用が可能である(91年1月の湾岸戦争で通常型トマホークが先端を開いたことが引き合いに出された)、②その他の核爆弾や核爆雷などについては老朽化している。

1992年7月、ブッシュはこれらの撤去完了を宣言する中で次のように述べた。「撤去によって我々がこの間抱えていたいくつかの国々との困難な問題は解決の道が開かれたと考えている。決定のボールは、これで彼らが握ること

今回の問題は、この事故がデンマーク政府が米国の核兵器の領土内持ち込みを拒否する政策をとっているなかで発生したことに関係する。つまり、核兵器が存在するはずのないところで、核兵器事故が発生したのである。その意味で、沖縄沖で水爆1個を水中に落下させる事故を起こした後、そのまま横須賀に寄港した1965年12月の米空母タイコンデロガ事件と似ている。

デンマークでもそれ以来、核持ち込みの密約問題が、ずっと政治争点となってきた。デンマーク市民は政府は嘘をついているという不信感を増幅させてきた。

その状況に転機をもたらすことが、1995-97年に起こった。それは、1995年、デンマーク政府が、米国に核兵器の持ち込みを容認していたことを示す1957年の極秘の公文書が暴露されたのである。政府が、国民への説明と米国への態度を使い分けていた二枚舌の政策が暴露されたことになる。

ここまでであれば、事情は日本とそっくりであると言える。

しかし、日本とちがってデンマークでは、政府が国民の積年の疑惑を清算するために、独立の民間研究所「デンマーク外交政策研究所(DUPI)」に外交文書の開覧を許し、真相究明を委託したのである。1年半をかけて1997年1月17日、DUPIの「ツレ事態白書」が発表された。白書は、すべてが明らかになった訳ではないとしながらも、1957-68年のあいだ、社会民主党、自由党、急進自由党など歴代の首相や閣僚の多くが、米国の核兵器持ち込みを知らながら国民を騙していた可能性が濃厚である、という調査結果を明らかにした。

クリステンセンによれば、米国はこの真相究明措置を妨害するどころか歓迎したという。

日本政府が、核兵器政策において国民の信頼をとりもどすためには、日本においても中立機関による真相究明が不可欠であろう。米国の戦術核兵器が撤去されている現在が、その好機である。(梅林宏道「核兵器・核実験モニター」99年7月15日号)

になった。* このように「ブッシュ宣言」は公表された軍事的理由だけでなく、困難を深めていた外交関係を打開するためになされた選択でもあった。限られた分野とは言え、国際世論が米核戦力の廃棄を実現したのである。

ここで、日本の反核運動の中でしばしば語られる「日本に寄港する米艦船は21世紀の今も核兵器を搭載しているに違いない。日米政府はまだ嘘をついている」という現状認識について触れておきたい。実際には、上記「ブッシュ宣言」から20年近くがたった現在、日本に寄港する米軍艦が核兵器を搭載している可能性は事実上ゼロといえる。空母の核爆弾や水上艦の戦術核兵器はすでに廃棄されているし、核トマホークについても残存する約100発は米本土の核兵器庫に貯蔵され、2013年には廃棄が予定されている。もちろん核トマホークの廃棄計画が取り止められ、再配備される可能性が完全にはないわけではない。しかし仮に再配備されるには相当の時間が必要である。再配備には要員の訓練や核兵器取り扱いの認証手続きなどが必要だからである。近年しばしば日本にも寄港する元戦略原潜を改造した誘導ミサイル潜水艦も核能力を持たない。

東北アジアの平和と安全のために

アメリカ、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)、日本、韓国、中国、ロシア、 東北アジア6か国の政府国民に訴える

対北強硬路線が声高に叫ばれるなか、「和解と共存、協力」こそ北東アジアの危機打開の道、と力強く訴える共同声明が発表された。和田春樹氏らの起草によるもので、日韓米の知識人110名が署名者に名を連ねる。8月20日、ソウルでの記者会見で和田氏は、「2000年の南北首脳会談が開いた東北アジアの新しい時代から後退することはあってはならないという私たちの共同の意志表明」であり、2日前に亡くなった金大中元大統領の「遺志を受け継ぐもの」と述べた(詳しくは『世界』10月号)。

声明は6か国の政府と市民に具体的な行動を求めている。なかでも日韓に対し自国が依存する「核の傘」そのものが「朝鮮半島と東北アジア地域の非核化のために議論の対象とすべき問題」との認識を持つよう訴えている点に注目したい。

私たちは、このたびの米国の元大統領クリントン氏と韓国の現代グループ玄貞会長の平壤訪問、金正日国防委員長との会見を好機として、関係各国の政府と国民に、平和のための対話と外交を進めるよう訴える。

両者の平壤訪問は、アメリカ人ジャーナリストの釈放、現代峨山社員の釈放をもたらしたが、それにとどまらず、東北アジアの緊張を緩和する包括的な対話のためのステップとなることが期待される。すでに北朝鮮は、金正日クリントン会談のあとに、対米関係における諸問題を対話によって解決するという願望を表明している。だが、米政府はさしあたり公式的には、核問題は6者協議の枠内でしか交渉しないという態度を再確認しているように見える。他方で経済制裁、金融制裁の一層の強化もほのめかされている。対話の展望は依然として霧中である。

東北アジアの危機の深まりは核問題だけからくるのではない。朝鮮戦争を終わらせる平和条約がいまだなく、停戦協定しかないことが問題である。ここに朝鮮半島の准戦時状態の根がある。このたびの新たな事態の展開の下で、希望と憂慮の入りまじった感情をいざ私たち、韓国、米国、日本の知識人市民は、ここに共同声明をもって、私たちの認識と要望を表明する。

本年初め、米国オバマ大統領は北朝鮮との対話と協調の意思を示し、金正日国防委員長と会見する用意があると明らかにした。この結果、東北アジアでも、また世界各地でも、東北アジアの事態が外交的に打開されるという期待が高まった。ところが、その後起こったことはわれわれの期待に反することだった。軍事的緊張が逆に高まり、

無論、後に述べるように個々の入港艦船の「核兵器の有無」は引き続き問い続けなければならないが、この現状認識は念頭におく必要がある。

NCND 政策の現在

言うまでもなく米国はNCND政策を現在も堅持している。

「米軍部隊の核兵器及び核能力に関する情報開示」と題された2006年2月3日付の海軍作戦部長通達(OPNAVINST 5721. 1F)は、海軍の要員及び軍属に次の指針に従った行動をとることを義務付けた。違反者は罰せられる。

「5. 文例

a. 文書もしくは口頭で核兵器もしくはその部品、艦船、陸上施設、もしくは航空機における存在・不存在に関する情報提供もしくは確認を求められ、もしくはその要求を知った海軍省の要員もしくは軍属は、かかる情報提供あるいは確認を行ってはならない。次に示す場所における核兵器の存在に関する照会への回答は、以下に列挙された文例に従って行うことができる。

(1) 水上艦、攻撃型原潜、誘導ミサイル原潜: 「水上艦、海軍航空機、攻撃型原潜もしくは誘導ミサイル原潜には核兵器を配備しないというのが米国の一般的な政策である。しかし、我々は特定の艦船、攻撃型原潜、誘導ミサイル原潜に核兵器が存在するか否かを議論しない。」

(2) 弾道ミサイル原潜及び陸上施設 (副節5a(3) (訳注: ラテン・アメリカ非核兵器地帯内の陸上施設) 及び5a(4) (訳注: 南極圏)にあるものを除く。): いかなる一

般的もしくは特定の場所における核兵器の有無に関しては肯定も否定もしないというのが米政府の政策である。

(3) ラテン・アメリカ非核兵器地帯 (略。次号で触れる: 筆者)」

文例(1)は、近年、空母を含む米軍艦の民間港入港に際して自治体が自治体に対して行う照会への米政府の文書回答と一致する。

周知のとおり、日本政府は①米国が核を持ち込もうとするならば、日米安保条約第6条の実施に関する交換公文にしたがって事前協議があるはずである。②その事前協議が行われていない以上核持込は行われていない、と説明している。その説明に比べれば米国の説明はより踏み込んだものに見える。しかしこれは、前記のように「再配備」の可能性があることに加え、自治体と市民の不安と懸念を払拭するものではない。知りたいのは「今、ここに入港した軍艦における核兵器の有無」なのであり、米軍はその問いには答えていないからである。

次号では、NCND政策と「核持ち込み密約」を軸にして展開した日本の安保・防衛政策を検証すると共に、「核兵器のない世界とその一部としての北東アジアと日本」に向けて、新政権と市民がこの問題に取り組んでゆくべき方向性について考察したい。(田巻一彦) 

注

*印の原文出典は、ハンス・クリステンセン (米科学者連盟) の「ワーキング・ペーパー: 肯定も否定もしない政策と核外交」(2006年2月)による。

www.nukestrat.com/pubs/NCND.pdf

東北アジア地域は核問題の急進展の恐怖にのみこまれてしまった。

最高人民会議の開催に合わせて、北朝鮮は人工衛星の打ち上げを行うと発表した。それが実施されたのは、たまたまオバマ大統領がプラハで「核兵器のない世界」をめざすという演説を行う当日の朝となった。大統領はその歴史的演説の中で、北朝鮮を「ルール違反」と非難し、「罰をあたえる」と宣言した。国連安全保障理事会は議長声明でこの「打ち上げ」を非難し、既存の制裁の強化をもとめた。

5月25日北朝鮮はこの声明を主権の侵害とみて、核実験の実施によって対抗した。これに対し、国連安保理事会は以前の決議違反だとして決議1874を採択した。7月2日と4日、北朝鮮はいよいよ短距離と中距離のミサイル発射テストを行った。強硬な対応が強硬な対応を引き出す悪循環である。

安保理決議1874によれば、北朝鮮は武器の輸出を禁止され、その船舶は臨検の脅威にさらされ、禁止物は没収される。アメリカ、韓国、日本による海上臨検が北朝鮮船舶に対して実施されるなら、東北アジアの緊張は危機的な事態になるであろう。

事態の進行を逆転させなければならない。危機をもたらした経緯を冷静に分析し、緊張を緩和し、衝突を避けるための現実的な方策を講じなければならない。これが本年初夏以来すべての関係国政府に求められている課題なのである。そこでわれわれは次のように要請する。

第一に、われわれは、オバマ大統領と金正日国防委員長が対話と交渉の路線に戻り、緊張緩和の方向に確実に歩を進めることをあらためて強く要請する。そのために、公開、非公開を問わず、二国間であれ多国間であれ、特使の派遣もふくめ、米朝交渉をただちにはじめることを要請する。両首脳は、この交渉が達成すべき目標は両国関係の正常化、戦争状態の終結、朝鮮半島の非核化であることを明言し、その第一歩として、相互の主権を尊重することを宣言すべきである。両国の国民は両国首脳がこの道を進むのを支持してもらいたい。

第二に、われわれは、東北アジア地域の核保有国アメリカ、中国、ロシアに対して、北朝鮮に核兵器開発をやめさせるために、これら三国がNPT条約にそって核軍縮の展望を示すことを要請する。また日本と韓国は、自国が依存する米国の核の傘(拡大核抑止力)自体が朝鮮半島と東北アジア地域の非核化のために議論の対象とすべき問題であることを認識しなければならない。こうした目的を達成す

るためには、大量破壊兵器と通常兵器をともに含めて、この地域の軍備のレベルを引き下げていくために東北アジア軍縮会議が開かれるべきである。

第三に、われわれは、日本政府と国民が北朝鮮との交渉の道であらためて見いだすことを要望する。日本政府と国民は、拉致問題で北朝鮮に制裁を加えることを主張し、率先して北朝鮮からの輸出を拒否し、北朝鮮の船舶の入港を禁止してきた。外交交渉は完全に断たれている。日本は6者協議のもとで北朝鮮に重油を提供する義務を拒否してきた。その日本がロケット打ち上げに対する国連の制裁を主導したのである。いまや、日本政府はあらたに北朝鮮への輸出を禁止するにいたった。日本政府と国民は、現在の危機に対する自らの歴史的責任を自覚し、日朝平壤宣言(2002年)に立ち返り、北朝鮮との関係正常化の交渉を再開しなければならない。

第四に、われわれは、韓国の政府と国民が、現代グループ玄貞恩会長の平壤訪問によって開かれた機会を生かして、朝鮮半島の軍事的緊張を高めることに無条件で反対し、北朝鮮の船舶に対する臨検には参加しないと明らかにすることを要望する。そして韓国が北朝鮮との関係改善の機会を積極的につくりだすように努めることを要請する。2000年の南北首脳会談が東北アジアの冷戦構造を根本的に解体させる歴史的契機となったことを思うとき、韓国政府はこれまでの南北首脳により結ばれた協定を尊重して、北朝鮮と対話し、協力する道にもどることにより、東北アジアのあらたな軍事的緊張を解消するためにイニシアティブを発揮しなければならない。

第五に、われわれは中国とロシアの政府が、北朝鮮の問題、東北アジアの安全保障、そして核兵器競争に深い関わりをもっていることを生かして、エスカレーションの循環をとめ、対立する当事者を交渉の席につかせ、和解を提案することによって東北アジアの核兵器をなくし、通常兵器の軍縮を実現するように働いてくれることを要望する。

最後に、われわれは、国連事務総長、安全保障理事会議長、そして国連の全加盟国がエスカレーションの悪循環がおこっていることを認識し、すべての当事者を話し合いの場にもどらせ、日朝、米朝関係の正常化と朝鮮戦争全面終結の平和条約を含めた、核と平和をめぐる広範な問題の解決に向かわせるよう最大限の努力を尽くすことを要望する。

2009年8月20日

署名者

<日本>

浅井基文(広島平和研究所所長)
石坂浩一(立教大学准教授・日朝国交正常化全国連絡会代表)
石田雄(東京大学名誉教授)
伊藤成彦(中央大学名誉教授)
鶴飼哲(一橋大学教授)
梅林宏道(NPO法人ピースデポ特別顧問)
内海愛子(恵泉女学園大学名誉教授)

遠藤誠治(成蹊大学教授、日本平和学会会長)
大江健三郎(作家)
岡本厚(雑誌『世界』編集長)
大田昌秀(元沖縄県知事)
我部政明(琉球大学教授)
姜尚中(東京大学教授)
加藤節(成蹊大学教授)
柄谷行人(評論家)
川崎哲(ピースボート共同代表)
古関彰一(獨協大学教授)
小森陽一(東京大学教授)
齋藤純一(早稲田大学教授)

坂本義和(東京大学名誉教授)
清水澄子(平和フォーラム共同代表、元参議院議員)
白柳誠一(カトリック枢機卿)
東海林勤(牧師、元NCC総幹事)
杉田敦(法政大学教授)
徐勝(立命館大学コリア研究センター長)
高橋哲哉(東京大学教授)
高崎宗司(津田塾大学教授)
暉峻淑子(埼玉大学名誉教授)
辻井喬(作家)
鶴見俊輔(哲学者)

深水正勝（司祭・元日本カトリック正
平協事務局長）
福山真劫（平和フォーラム事務局長）
前田哲男（軍事評論家）
村井吉敬（早稲田大学教授）
武者小路公秀（大阪経済法科大学ア
ジア太平洋研究センター所長）
最上俊樹（国際基督教大学教授）
山室英男（元NHK 解説委員長）
和田春樹（東京大学名誉教授）

<韓国>

姜萬吉（高麗大学名誉教授）
白楽晴（ソウル大学名誉教授）
徐洸善（梨花女子大学名誉教授）
李効再（梨花女子大学名誉教授）
鄭鉉栢（成均館大学教授）
曹恩（東国大学教授）
Milian Hejtmánek（ソウル大学教授）
韓完相（前漢城大学学長、前統一相）
洪彰義（ソウル大学名誉教授）
金榮作（国民大学名誉教授、前国会議
員）
高有煥（東国大学教授）
朴淳成（東国大学教授）
白鶴淳（世宗研究所研究員）
高銀（詩人、前民族文学作家会議代表）
孔枝泳（作家）
金炳翼（文芸評論家）
金潤洙（美術評論家）
申庚林（詩人、東国大学教授）
廉武雄（文芸評論家）
李滄東（映画監督、前文化観光相）
玄基榮（作家）
金秉相（カトリック神父）
金祥根（プロテスタント牧師）
明盡（奉恩寺住職）
李善宗（円仏教ソウル管区）
兪暎在（韓国長老教会牧師）
青和（韓国仏教、前教育院長）
咸世雄（カトリック司祭、韓国民主化
記念財団理事長）

朴在承（前韓国法曹協会会長）
崔炳模（民主社会法律家前会長）
韓勝憲（前韓国会計監査院長）
金允玉（前韓国挺身隊問題協議会代
表）
朴相曾（アルンダウン財団理事長）
朴英淑（前韓国女性財団理事長）
朴元淳（希望協会常任理事）
呉在植（前ワールドビジョン韓国会
長）
李文淑（韓国教会女性連合会総務）
李秀浩（前韓国民主労働組合委員長）
李昌馥（民族和解協力汎国民協議会
常任議長、前国家議員）
李海學（六月民主抗争継承事業会常
任代表）
林東源（ハンギョレ統一文化財団理
事長、前統一相）
林采正（前国会議長）
鄭康子（前国家人権委員会常任委員）

<アメリカ他>

チャールズ・アームストロング（コロ
ンビア大学韓国研究センター所長）
エドワード・ベイカー（ハーバード大
学ハーバード燕京研究所）
ハーバート・P・ビックス（ビンガン
トン大学教授）
リチャード・プロイノフスキー（元
オーストラリア外交官、1987～
1989年駐韓国大使）
ノーム・チョムスキー（MIT 教授）
アンソニー・ディヒリッポ（リンカー
ン大学教授）
アレクシス・ダデン（コネチカット大
学准教授）
ヘンリー・エム（ニューヨーク大学准
教授）
マシュー・エヴァンジェリスタ（コー
ネル大学教授）
ジョン・ギッテングス（ロンドン大学
東洋アフリカ研究院）

アンドルー・ゴードン（ハーバード大
学教授）
メル・ガートフ（ポートランド州立大
学名誉教授）
トム・グランフェルド（ニューヨーク
州立大学名誉教授）
キミエ・ハラ（ウォータールー大学教
授、カナダ）
マーチン・ハートーランズバーグ（ル
イス・アンド・クラーク大学教授）
ローラ・ハイン（ノースウェスタン大
学教授）
J・E・ホーア（元 英 国 外 交 官、
2001-2002年英国平壤駐在代表）
サミュエル・S・キム（コロンビア大学
ウェザーヘッド東アジア研究所上
級研究員）
ヴィクター・コシュマン（コーネル大
学教授）
ピーター・クズニック（アメリカン大
学核研究所）
ナンシー・リー（UCLA 准教授）
キャサリン・ルッツ（ブラウン大学ワ
トソン国際問題研究所教授）
ガバン・マコーマック（オーストラリ
ア大学名誉教授）
キャサリン・H・S・ムーン（ウェル
スレイ大学教授）
サム・ヌモフ（マギル大学、カナダ）
マーク・セルデン（コーネル大学東
アジアプログラム調査研究員）
アルビン・ソ（香港科学技術大学教授）
ジェジュン・ソ（ジョン・ホブキンス
大学朝鮮研究所長）
イマニエル・ウォーラステイン
（イェール大学上級研究員）
セオドア・ジュン・ユ（ハワイ大学准
教授）

「核兵器の役割拡大」だけでない「安防懇報告」の危険な提言 集团的自衛権、専守防衛で憲法解釈・運用を変更 —地域に「安全保障ジレンマ」を拡大

本誌前号において、8月4日に発表された「安全保障と防衛力に関する懇談会」（安防懇）の報告書¹に核兵器の役割の拡大につながる可能性の高い提言が含まれていることを指摘し、注意と警戒を呼びかけた。そこでも触れたことだが、この報告書には他にも危険な提言が含まれている。ここでは「集团的自衛権」と「専守防衛」に関わる問題を取り上げる。これらは、核兵器の役割拡大と相まって日本の安全保障政策を極めて攻撃的で地域の安全保障環境を不安定化するものへと変えてゆくものである。これらのいずれにおいても「北朝鮮の核・ミサイルの脅威」への対抗が共通の動機とされている。

「報告書」の関連部分を抜粋したのが次ページの囲みである。

米国に向かう弾道ミサイルの迎撃は合憲

問題の第1は、ミサイル防衛に関連して、これまで憲法解釈上禁止されてきた「集团的自衛権行使」を解禁し、米国に向かう弾道ミサイルの日本による迎撃等を認めることを明言していることである。すなわち、①米国に向かうミサイルの迎撃、②ミサイルの警戒に当たる米軍艦船の防護を可能とするよう「集团的自衛権に関する解釈の見直しも含めた『適切な法制度』の整備が必要である」と「報告書」は述べた。その理由として「報告書」は、北朝鮮の弾道ミサイルは「日米共通の脅威」であり、「日米同盟の信頼性の低下」を招かないためにはこれら二つの行動を可能とするべきであるとしている。（引用①）。

この主張は、07年4月に安倍政権の下で設置され、08年6

月24日、福田政権下で最終報告書が出された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」²⁾による提言を、「法解釈」論から具体的な「安全保障・防衛政策」論へと一歩進めるものである。

「専守防衛」は見直しを提言

第2に、「専守防衛」の「意味を明確にする」ことの必要性を「報告書」は強調した。平成20年度防衛白書によれば、専守防衛とは「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本質にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」である。この定義はもはや新しい時代の要求には合致しないという認識を「報告書」は明確に示した。

「報告書」によれば「脅威がグローバル化・トランスナショナル化し、弾道ミサイルなどが拡散する世界は、従来、『専守防衛』で想定していたものではなく、「少なくとも、『専守防衛』の内容が不必要なまでに広く解釈されること」を避けつつ、「専守防衛の意味を明確化させることが有益」としている。(引用②)

「報告書」は「意味の明確化」に関して直接具体的な提案をしていない。しかし、この議論が何を意図するものであるかは、北朝鮮のミサイルに関連して「敵地攻撃能力」に触れた部分を見れば明らかである。ここでは、「ミサイル防衛を補完」する目的で、「適切な装備体系、運用方法、費用対効果を検討」する必要があるとしている。(引用③)

6月9日、自民党国防部会・防衛政策検討小委員会が「防衛計画の大綱」改定へ向け、「予防的先制攻撃を行わない」という条件を付して敵基地攻撃能力の保有を求める提言案を正式決定したことと軌を一にするものである。

「安全保障ジレンマ」を拡大

日本が上記のような安全保障政策へと舵を切ることが、地域における軍備拡大競争を増幅し、「安全保障ジレンマ」を拡大する可能性について懇談会も無自覚であるわけではない。「報告書」は次のようにも述べる。「日本の安全保障戦略は、いうまでもなく、他国の安全を脅かすことを目的

とするものではない。しかし、地理的な近接性などから、日本をとりまく地域が安全保障のジレンマを起し易い環境にあることも現実である。そのことを十分に認識し、安全保障戦略が実行されなければならない。」

しかし、核兵器の役割の拡大、集団的自衛権行使の解禁、専守防衛政策の見直し、さらに本稿では紙幅の関係で触れないが「海外派遣恒久法」への志向などによって「安全保障ジレンマ」を増幅せざるを得ないだろう。なぜなら、「ジレンマ拡大」を回避するための、唯一ではないが一つの方法は、安全保障政策が明示的禁止事項を持つことであるにもかかわらず、「報告書」が示す路線には既存の禁止事項の撤廃が多く含まれるからである。例えば、「専守防衛政策」に関して言えば、その保証の一つは、弾道ミサイル、攻撃型空母等の攻撃的兵器を持たないという装備論における禁止事項を日本が堅持することであった。

このような禁止事項にも関わらず、自衛隊の戦力が在日米軍の「打撃力」と補完しようという日本の安全保障態勢の全体像は、日本の「専守防衛政策」を擬態と呼ばざるを得ないものに貶めてきた。93年の国連研究報告書「防衛的安全保障の概念と政策」は真正な意味での防衛的安全保障は、「共通の安全保障」の理念に基づき、地域・近隣との対話を行いつつ、防衛態勢全体を防衛的な性格のものへと変革することによって実現されると述べた³⁾。また国連報告書は、軍事同盟に基づく集団的自衛権が「防衛的安全保障」を困難にする可能性についても注意を喚起している。「安防懇報告」の提言はこれとは逆に、日本の「防衛的安全保障」の理念を、既成事実を追認・合理化するために「見直してゆこう」というものである。

「日米同盟基軸」の中で醸成された日本の安全保障政策の「負の蓄積」を乗り越えて、「専守防衛」を一つの柱とする「協調的安全保障枠組み」への道を進むことは、新政権と市民社会の課題である。「報告書」は、その作業にあたっての「反面教材」を提供していると言えるだろう。(編集部) 

注

- 1 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampoboue2/20090911houkoku.pdf>
- 2 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf>
- 3 研究報告「市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」(ピースデポ北東アジア安保フォーラム、05年10月)。ピースデポHPに全文。

「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書 (2009年8月)

集団的自衛権と専守防衛に関する記述 (抜粋)

※引用番号と見出しは編集部による。

①集団的自衛権に関する解釈変更

「北朝鮮の弾道ミサイルの性能向上により、日米は共通の脅威にさらされており、米国に向かうミサイルを迎撃することは日本の安全のため必要である。従来、集団的自衛権に関する解釈を見直し、迎撃を可能とすべきである。

また、ミサイルの警戒にあたる米軍艦船について自衛隊艦船が防護をしないとなれば、日米同盟の信頼性の低下を招き、日本の安全を大きく損なうおそれがある。このような場面において自衛隊が防護できるよう、集団的自衛権に関する解釈の見直しも含めた適切な法制度の整備が必要である。(第三章「安全保障」に関する基本方針の見直し/第3節「弾道ミサイル攻撃への対応に関する方針について」)

る基本方針の見直し/第3節「弾道ミサイル攻撃への対応に関する方針について」)

②専守防衛の再検討

この言葉[専守防衛と従来の定義]の持つ語感、日本の防衛のためにどのような装備体系や部隊運用が必要かを具体的に議論するに当たり、率直かつ自由な思考・発想を止めてしまう要因となっていることに留意しなければならない。私たち日本人が「専守防衛」と唱え続けようとも、世界の安全保障環境はそれと無関係に刻々と変化している。脅威がグローバル化・トランスナショナル化し、弾道ミサイルなどが拡散する世界は、従来、「専守防衛」で想定していたものではない。

今後、日本が自らの安全保障政策の指針として「専守防衛」を維持するのかわりに、さらには議論しなければならないが、少なくとも、「専守防衛」の内容が不必要なまでに広く解釈されることは好ましいことではない。日本は不必要な軍拡競争

争が生まれないように留意しつつ、有効な防衛力を効率的に整備する、そして、侵略に対しては不退転の決意で防衛に当たる、ただし、憲法が認めていない「先制攻撃」を行うことはない、といった基本的な要素を押さえながら、「専守防衛」の意味を明確化させることが有益と考える。(第三章「安全保障に関する基本方針の見直し」/第1節「安全保障政策に関する指針について」)

③敵基地攻撃能力について

(略)敵基地攻撃能力など、ミサイル防衛システムを補完し、あるいは打撃力による抑止をさらに向上させるための機能について、本懇談会は、日米共同対処を前提としつつ、米国との間で適切な役割分担を協議・具体化しながら、日本として適切な装備体系、運用方法、費用対効果を検討する必要があると考える。(第二章「日本の防衛力のあり方」/第1節「防衛力の役割」/ (2)ア「弾道ミサイルへの対応」)

8月25日「ジャパン・タイムズ」(JT)に掲載された特別寄稿(原文英語)を以下に訳出する。米国の「核態勢見直し」(NPR)等において「先行不使用」宣言を含む核兵器の役割の減少に対する抵抗勢力が、しばしば引き合いに出すのが日本政府の反対論である。この記事はそのような一方的議論に対抗し、日本の多数派意見を海外、とりわけ米国の政策助言者や市民、メディアに対して発信することを目的として緊急に執筆された。実現にはフィリップ・ワイト氏(原子力資料情報室)の助力に負うところが大きい。

核兵器のない世界へー 日本にはその用意がある

(2009年8月25日「ジャパン・タイムズ」への特別寄稿)

福山真劫(原水爆禁止日本国民会議事務局長)、梅林宏道(ピースデポ特別顧問)

オバマ政権が核兵器の大幅削減を予告する中、日本の核軍縮への誓約がかってないほどに問われている。

4月5日のプラハ演説において、オバマ大統領は次のように語った。「我々は、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する」。さらに彼は、「我が国の核兵器数を削減するための作業に着手する」と続けた。

しかし、この二つの画期的な誓約に挟まれた一節において、オバマ大統領は次のようにも語った。「核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続して、同盟国の防衛に保証を与えるであろう」。

オバマ大統領が明言した「核兵器のない世界」という目標は、日本の国民大衆から圧倒的に支持された。しかしながら、米国の拡大抑止、もしくは「核の傘」に関する日本政府の見解が、核軍縮の進展を妨げる阻害要因であることが次第に明らかになってきた。

報道されることによれば、核兵器の役割の減少とは、具体的には核兵器の役割を唯一他国による核兵器の使用の抑止に限定することである。これは、しばしば「先行不使用(ノー・ファースト・ユース=NFU)」政策と呼ばれる。

しかし、日本政府が長きにわたって採用してきた政策は、そうとは明言しないものの「先行不使用」に反するものである。すなわち、日本政府は、米国の「核の傘」は核兵器にとどまらず、生物兵器、化学兵器、さらには通常兵器をも抑止するために必要であるとの立場をとってきた。

長崎が核兵器による被害を受けた日である8月9日の記者会見において、麻生首相は、米国を含む核兵器国に対して先行不使用宣言を求めるべきであるというように批判した。「日本の安全が確保するために現実的な方策であるのか疑問を抱いている」。同じように、外務省当局者たちは、先行不使用に反対する見解を非公式に表明してきた。

現在進行中の米国の「核態勢の見直し」(NPR)は、オバマ大統領がプラハで示した方針が試される場となる。そこにおいては、国家安全保障戦略における核兵器の役割の実質的減少が検討されていると我々は理解している。

核兵器のない世界に向けた米国政府の重要な政策変更を妨げるための口実日本が利用されるとは、許しがたいことである。核兵器の役割の減少は、日米安全保障関係を

損なうという議論がある。

他の論者、例えばジェームス・シュレジンガー元国防長官は、日本は独自に核兵器を調達することを選ぶかもしれないとまで述べている。

実際には、大きな変化の兆しがある。大方の予想では、8月30日の総選挙によって政権交代が起こり、その結果最大野党の民主党が政権につくであろう。先行不使用に対する民主党及び予想される連立パートナーの姿勢は自民党とはかなり異なるものとなろう。

岡田克也民主党幹事長は、日本は先行不使用政策実現のために米国と協力するべきであるとの見解である。最近核軍縮NGOが各政党に対して送った公開質問への回答において、民主党は、先行不使用を米国政府と協議すべき課題であるとしている。

同公開質問に対して、新しい連立政権に加わる予定の社会民主党は先行不使用支持を表明した。日本共産党もNFU政策を支持している。自民党と連立政権を組んできた公明党も、国際的な合意を条件としつつ、先行不使用政策を支持している。

自民党内部におけるも先行不使用反対論で統一されているわけではない。すなわち、日本全体を見れば、日本が先行不使用に反対しているという米国の一部論者の見解は事実と反する。

一方、米国が核兵器を削減すれば、日本は独自の核武装に走るであろうという見解は、まったくナンセンスである。日本の政治指導者たちは、核武装が日本の国益に反する重大な波及効果をもたらすことを認識しないほど愚かではない。日本には核武装を支持する政党はない。

ヒロシマ、ナガサキから64年、日本には依然として強固な反核感情が存在している。全自治体の80%を超える1400以上の自治体が非核兵器宣言をしている。これら自治体は、日本社会における核兵器廃絶の精神を自民党主導の中央政府よりも正しく代表している。

オバマ政権が「もっとも危険な冷戦の遺物」から脱却するために決然と行動するならば、日本市民の圧倒的多数による歓迎の声は、日本の官僚機構に巣食う民意を顧みない集団の自己保身を圧倒するであろう。オバマ大統領、大胆に行動してほしい。あなたの前にはチャンスがある。日本にもそれに応える用意がある。(訳: ピースデポ)

パキスタンは大丈夫なのだろうか

「民主圧勝 自民惨敗」の見出しが躍る紙面に、「カットオフ条約交渉、年内の開始を断念」という小さな記事が埋もれるように報じられていた。

「兵器用核分裂性物質生産禁止(カットオフ)条約」(FMCT)の交渉開始については、5月下旬にジュネーブの軍縮会議において全会一致で合意されており、多年にわたる同条約交渉の停滞を脱するものとして期待されていた。ブッシュ米前政権は「検証措置が技術的に不可能」として交渉入りを拒んできたが、オバマ政権は検証措置付きの条約を受け入れると大きく方針を転換したためだ。しかもこの時点では慎重派のパキスタンや北朝鮮も支持を表明し、イランも反対しなかったことから議長長の採択提案が認められたものだった。

ところが軍縮会議の次の会期に当たる8月になると、交渉入りに対して中国などの慎重派のほか、特にパキスタンが強く難色を示した。そのため欧米諸国が説得に当たったものの、会期中に交渉入りすることが見込めず、結局、来年1月以降に先送りされることが確定した。パキスタンの反対の理由は別として、根底にはブッシュ米政権末期に交わされた米印原子力協定に対する反発があった点は想像に難くない。核不拡散条約(NPT)に加盟もしていないインドを特例扱いにし、軍事用の既存核施設は国際原子力機関(IAEA)による保障措置の対象外とされ、事実上インドの核兵器開発を公認したにも等しかったからだ。同様の協定をパキスタンが求めたとき、ブッシュ政権はこれを拒否した。インドは成熟した民主主義国家であり、しかも核拡散の恐れがない。だがパキスタンはそうした条件を満たしていない、というのが主な理由だった。

いずれにしても今回の軍縮会議におけるパキスタンの反乱は、2つの点で今後の国際政治に暗い影を落とす可能性がある。1つは来年5

月のNPT再検討会議に与える影響だ。再検討会議における核軍縮分野では、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効とともに、カットオフ条約の交渉開始が大きい柱と目されている。オバマ米政権が推進している米議会上院でのCTBT批准が、共和党の強い抵抗によって予断を許さないという。それだけにジュネーブ軍縮会議でのカットオフ条約の交渉入りで弾みをつけたかったところだろう。

2つ目の影はより深刻で危険なものだ。それはシュルツ、キッシンジャー氏ら4氏の提言で警告され、オバマ米政権も核兵器のない世界を目指す大きな動機とした、核兵器がテロリストの手に渡るというシナリオである。パキスタンでは「核開発の父」として尊敬を集めていたカーン博士が、04年2月に核の闇市場を通じて海外に核機密を流していた罪で自宅軟禁となった。翌3月にはアフガニスタンの国境近くで、国際テロ組織アルカイダに対するパキスタン軍の大規模な掃討作戦が行われている。だが当時のムシャラフ政権はすでに退き、今年に入って現政権は米国の後押しもあって、再び大規模な掃討作戦に踏み切った。アルカイダよりもアフガニスタンから流入したタリバーンが主な対象となり、多大の人的損害を与えたとされている。しかし国境山岳地帯の部族には大きい自治権があり、政府軍としてはそれ以上の手出しは困難だという。

折しもごく最近、カーン博士の自宅軟禁が解除されている。むしろ今後も博士への監視は継続され、かつてのカーン・ネットワークがそのまま復活することはあり得ないだろう。だが05年2月に米タイム誌が「核の闇市場はなお健在だ」と報じたことが事実であるとすれば、テロ組織への核流出の危険性は去った、と果たして断言することができるだろうか。



特別連載エッセー●40

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2009.8.21~9.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

FMCT=核分裂性物質生産禁止条約/IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛/PAC3=改良型パトリオット3/UAE=アラブ首長国連邦

- 8月22日 金大中元韓国大統領の死去を受けて訪韓した北朝鮮弔問団、ソウルで玄統一相と会談。南北閣僚級会談は約2年ぶり。
- 8月22日付 米ボーイング社、可搬式MDシステムの開発計画を明らかに。既に国防総省ミサイル防衛局に計画を提案。ロイター。
- 8月22日付 防衛省、MDシステムPAC3を、第3(千歳市)、第5(那覇市)、第6(三沢市)の3高射群に順次、配備する方針。
- 8月23日 北朝鮮弔問団、李明博大統領と青瓦台(韓国大統領府)で面談。李大統領は金総書記へのメッセージを託す。
- 8月24日 米空軍、ICBMミニットマン3発射実験。バンデンバーグ空軍基地(カリフォルニア州)から発射、マールシャル諸島の目標に命中。
- 8月24日 敷中外務事務次官、過去に日米間で核持ち込みをめぐる解釈のずれがあったことを認める。密約の存在は否定。
- 8月24日 インド当局、南部カナダの港に移動させた北朝鮮不審船の本格的な調査を実施。大量破壊兵器の関連物資は確認できず。
- 8月25日 韓国政府、初の人工衛星搭載ロケット「羅老(ナロ)号」を南西端の羅老宇宙センターから打ち上げ。軌道投入に失敗。
- 8月26日 国連軍縮会議、新潟市の「朱鷺メッセ」で開催(28日まで)。
- 8月26日 日米核密約の根幹部分の公文書が99年に米で公開された際、日本政府が公開を取り消すよう要請していたことが判明。
- 8月26日 マカロフ露参謀総長、北朝鮮のミサイル迎撃用に、新型ミサイルシステムS-400を国境沿いに配備したと述べる。
- 8月27日 ポーランド主要紙、MD東欧配備を米が「断念」と一斉に報じる。米国は否定。
- 8月27日 露政府高官、S-400の極東配備はまだ計画段階と述べる。インタファクス通信。
- 8月28日 エルバラダイIAEA事務局長、イランに関する報告書を理事国に配布。ウラン濃縮のペースは落ちているとする。
- 8月28日 安保理外交筋、UAE当局が7月下旬、

ICNND 広島会合 国際 シンポジウム

10.18(日)

PM 2-5

世界平和記念聖堂
(広島市)

核兵器のない世界へ—今こそ飛躍を! ~ヒロシマから2010NYへ~

パネリスト:レベッカ・ジョンソン(英アクロニム研究所所長)、ティルマン・ラフ(ICAN代表、ICNND NGOアドバイザー)、田中熙巳(日本被団協事務局長)、川崎 哲(ピースボート共同代表、ICNND NGOアドバイザー)/コーディネーター:森龍 春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA)共同代表)

参加費:1000円/学生:800円(同時通訳付、事前申し込み不要)

キャンドル
メッセージ

10.17(土) PM5:30~ 原爆ドーム前で

「核なき世界」へのひとりひとりの想いを込めて、キャンドルで「NUCLEAR FREE」の文字を描きます。お集まりください。

主催:ICNND 日本NGO連絡会+広島実行委員会 共催:(財)広島平和文化センター

北朝鮮製のロケット弾、信管、弾薬などを積んだイラン行き貨物船を拿捕したと発表。

●8月30日 第45回衆議院議員総選挙、投開票。民主308、自公140議席。政権交代が確実。

●8月31日 ジェネーブ軍縮会議、今会期中(9月18日まで)のFMCT交渉入りを断念。来年1月以降に先送りされることが確定。

●8月31日 敷中外務事務次官、核持ち込み密約について、民主党が表明している調査に協力する考えを明らかに。

●8月31日 防衛省、2010年度予算概算要求発表。09年度当初予算比3%増の4兆8460億円。PAC3拡大配備、「空母型」護衛艦建造等を計上。

●9月2日 イランのジャリリ最高安全保障委員会事務局長、核問題に関する新たな提案をまとめ、協議再開の用意があるとの見解を示す。

●9月2日 安保理常任理事国と独、フランクフルト近郊で高官協議。「イランが国連総会までに対話に応じることを期待する」との声明。

●9月3日 米ボズワース北朝鮮担当特別代表、北京に到着、日中韓3か国歴訪(-8日)。

●9月4日 北朝鮮、国連安保理議長にあてた書簡で、「ウラン濃縮作業が完了段階に入った」と表明。朝鮮中央通信。

●9月5日 ベネズエラのチャベス大統領、訪問先のテヘランで、「イランが核兵器を製造している証拠は何一つない」と述べる。

沖縄

●8月21日 F22戦闘機12機が一時配備されている嘉手納基地に新たに2機が飛来。

●8月24日 普天間代替施設建設に係る環境影響評価(環境アセス)審査会、建設予定地のキャンプ・シュワブや名護市辺野古集落を視察。

●8月25日 名護市、普天間代替施設建設の環境アセス準備書への市長意見を県に提出。滑走路の沖合移動やヘリパッドの移動などを要求。

●8月25日 沖縄返還時の日米間の密約文書に関する沖縄密約情報開示訴訟の第2回口頭弁

論、東京地裁で開催。

●8月25日 日本政府と沖縄県、民間工事で発見された不発弾の安全化処理にかかる費用を政府が全額負担する方針を確認。

●8月28日 宜野座村、普天間代替施設建設に伴う環境影響評価準備書への市長意見を県に提出。調査範囲拡大による再調査などを要求。

●8月30日 衆議院総選挙、投開票。沖縄選挙区の4議席は民主2、社民1、国民新1。

●9月1日 ジルマー在沖米4軍調整官、普天間代替施設建設について「作業は継続し、今の計画を進めていく」と発言。

●9月2日 銃らしき物を携行した米海兵隊員約12人が名護市辺野古の海岸から民間地を徒歩でキャンプ・シュワブに移動(1日も)。

夏季カンパのご報告と御礼

合計313,000円、ありがとうございました
(集計:7月15日~8月31日)。

皆さまから、目標額(30万円)を上回るカンパをいただきました。ご理解とご協力に感謝いたします。(ピースデポ一団)

今号の略語

ANZUS=オーストラリア、ニュージーランド及び米国との三国安全保障(条約)

CTBT=包括的核実験禁止条約

FMCT=核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約

IAEA=国際原子力機関

NCND=(米)肯定も否定もしない(政策)

NFU=先行不使用

NPR=(米)核態勢見直し

NPT=核不拡散条約

SALT=戦略兵器削減条約

SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル

SLCM=海洋発射巡航ミサイル

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoo.com.jp に空メールをお送りください(自動処理)。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<cpd-yuasa@com.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、小林理恵、新田哲史、津留佐和子、中村和子、山口響、梅林宏道